

# 市県民税と所得税の申告

2月17日(月) から3月17日(月)

## ＝市県民税の申告相談＝ ご都合のよい会場で

### ■申告相談日程表

期 日	会 場
2月17日(月)	市役所9階大会議室
2月18日(火)	
2月19日(水)	
2月20日(木)	岡谷区公会所
2月21日(金)	小井川区民会館
2月24日(月)	長地支所
2月25日(火)	岡谷市ミーティングルーム(※注)
2月26日(水)	今井区公会所
2月27日(木)	横川公会堂
2月28日(金)	市役所9階大会議室
3月3日(月)	駒沢公民館
3月4日(火)	三沢区コミュニティ施設
3月5日(水)	湊支所
3月6日(木)	川岸支所
3月7日(金)	西堀公会所
3月10日(月)	下浜区民センター
3月11日(火)	長地支所
3月12日(水)	間下区民センター
3月13日(木)	市役所9階大会議室
3月14日(金)	
3月17日(月)	

受付時間 午前9時30分～午後4時  
(※注) イルプラザ・アミューズメント  
(駐車場棟) 2階  
岡谷市中央町2-2-1

今年(2月17日(月) から3月17日(月) までが、確定申告(所得税の申告)、住民税(市県民税)の申告期間となります。諏訪税務署で確定申告受付が行われるほか、市役所税務課では、別表の日程で各会場を巡回し、市県民税の申告相談を行います。ご都合のよい会場で申告を行ってください。会場は、期間中、大変混み合います。できるだけ短時間での相談となるよう、次のことにご協力ください。

▽申告書に添付する書類を忘れずにご持参してください。必要な書類がないと、受付できないことがあります。

▽事業所得、不動産所得等については、収入・支出の伝票類を整理し、ご自分で収支計算した上で、相談を受けるようにしてください。

▽医療費控除を受ける方は、領収書の整理、明細書の作成を行い、相談を受けるようにしてください。

申告相談期間中は、相談会場へ資料(データ)を持ち出すため、市税務課窓口での相談は、一切できませんのでご注意ください。

※ご不明な点は、市役所税務課  
(☎23-4811内線1125)  
1128)まで

### ■申告しなくてもよい方

- ・前年(平成14年)の収入が全く無く、家族の年末調整、確定申告、住民税申告等で扶養親族となっている方
- ・1カ所からの給与所得のみで、年末調整済みの方
- ・公的年金のみで、各種控除を受けない方

\*公的年金のみでも、受取額によっては確定申告が必要な場合があります。

\*国民健康保険加入者は、国民健康保険税の課税に関係します。扶養親族となっている方は、収入がなくても申告をしてください。

### ■申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・預金通帳

ほかに、次ページを参考にして、必要書類を忘れずにお持ちください。



## 会場にお持ちいただきたい書類 (主なもの)

<p><input type="checkbox"/> 小売、サービス業、外交員、内職等や農業による所得がある方</p> <p><input type="checkbox"/> アパートや駐車場等の賃貸による所得がある方</p>	<p>⇒ 収入や経費をまとめた「収支内訳書」</p> <p>⇒ 農業所得がある方で、経費目安割合方式適用の方は、「収入金等回答書」の控え (申告用)</p> <p><b>* 青色申告をなさる方は、この会場で相談をお受けすることができません</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 社会保険料等の支払い (源泉徴収票に記載されている分以外) がある方</p>	<p>⇒ 国民健康保険税、国民年金、介護保険料、社会保険料等の領収書</p>
<p><input type="checkbox"/> 給与所得がある方</p>	<p>⇒ 事業所等で発行する「給与所得の源泉徴収票」</p>	<p><input type="checkbox"/> 配偶者控除、扶養控除を受ける方</p>	<p>⇒ 控除の対象となる方の所得がわかる書類 (源泉徴収票等)</p>
<p><input type="checkbox"/> 公的年金による所得のある方</p>	<p>⇒ 社会保険庁等から送付される「公的年金等の源泉徴収票」</p>	<p><input type="checkbox"/> 本人や扶養親族で、障害をお持ちの方がいる場合</p>	<p>⇒ 身体障害者手帳等の障害の程度がわかる書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 原稿料や講演料、報酬などがある方</p>	<p>⇒ 「報酬、料金、契約金および賞金の支払調書」</p>	<p><input type="checkbox"/> 生命保険料、損害保険料を払っている方</p>	<p>⇒ 保険会社から送付される支払額の証明書</p> <p><b>* 源泉徴収票に記載されていれば不要です</b></p>
<p><input type="checkbox"/> 配当による所得がある方</p>	<p>⇒ 配当金の支払通知書</p>	<p><input type="checkbox"/> 公共性の高い団体、政党等に寄付をした方</p>	<p>⇒ 寄付金の受領書</p> <p><b>* 政治献金の場合は「寄付金 (税額) 控除のための書類」</b></p>
<p><input type="checkbox"/> 解約返戻金、満期保険金等を受け取った方</p>	<p>⇒ 保険会社等から送付される保険金の支払い調書</p>	<p><input type="checkbox"/> 年末調整によらず、住宅借入金等特別控除 (2年目以降) を受ける方</p>	<p>⇒ 税務署から送付されているこの控除用の申告書・証明書と、金融機関から送付される借入金の年末残高証明書</p> <p><b>* 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方は、この会場で相談をお受けすることができません</b></p>
<p><input type="checkbox"/> 公共事業で土地建物等を譲渡した方</p>	<p>⇒ 事業施行者等から送付される収用の証明書等</p> <p><b>* 株式や不動産等の、一般的な譲渡所得のある方は、この会場で相談をお受けすることができません</b></p>		

※初めての方については、2月3日から14日まで行われている、還付申告相談 (市民会館) で、ご相談下さい。

### 税務課インフォメーション

今月の税金の納期

▷ 固定資産税・都市計画税第4期

▷ 国民健康保険税第8期

納期限… **2月28日 (金)**

※病気、営業不振などで納税についてお困りの方は、分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

### 確定申告書作成指導会が開催されます

確定申告は、本来、税額等を自分で計算し自主的に申告する制度になっています。諏訪税務署では、自分で確定申告書に記載するための作成指導会を開催します。

**期 日** … 2月17日 (月)、18日 (火)、28日 (金)

**時 間** … 午前9時30分～午後4時

**会 場** … 市役所 9階大会議室

**持ち物** … 筆記用具、計算機のほかは申告相談と同様です。

※詳しくは、諏訪税務署 (☎52-1390) まで

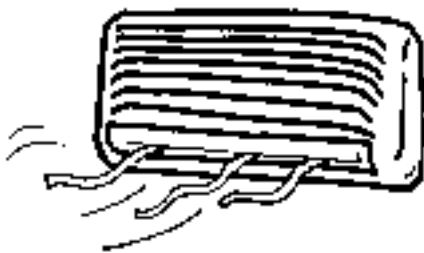


# ストップ地球温暖化!

2月は省エネ月間です

～身近な生活を見直して、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出を減らそう～

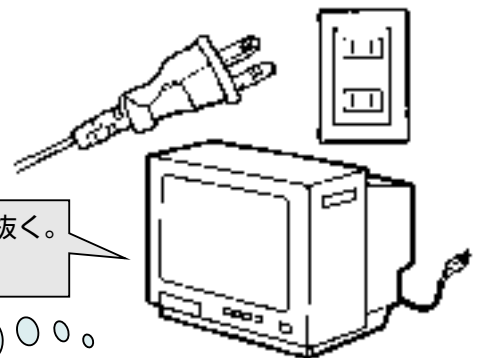
地球温暖化の主な原因といわれる二酸化炭素は私たちの身近な生活を見直すことで減らすことができます。下の例を参考に、できることから始めてみましょう。



暖房の温度を1℃低く設定する  
(冷房時は1℃高く)

カーテンを利用したり、必要な場所のみの暖房を行うことで、保温性の向上、暖房効果を高める。

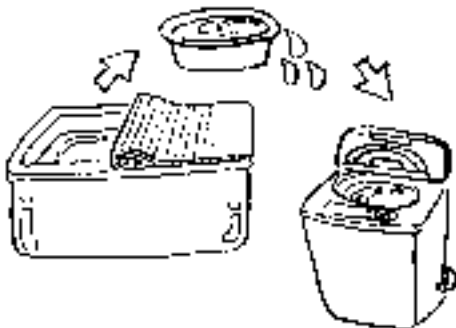
二酸化炭素  
年約31kg削減  
年約2千円節約



待機電力を90%削減する

主電源を切る。長時間使わないときはコンセントを抜く。  
買い換えのときは待機電力の少ない製品を選ぶ。

二酸化炭素  
年約87kg削減  
年約6千円節約



風呂の残り湯を洗濯に使う

洗濯や、庭の水やり、洗車など水を有効に利用する。

二酸化炭素  
年約17kg削減  
年約5千円節約



ジャーの保温を止める

二酸化炭素  
年約31kg削減  
年約2千円節約

ポットやジャーの保温は、利用時間が長いため多くの電気を消費する。ごはんは電子レンジで温めなおすほうが電力消費が少なくなる。

二酸化炭素  
年約58kg削減



トレーやラップは家に帰ればすぐごみになる。買物袋を持ち歩いてレジ袋を減らすこともできる。

駐車や長時間停車するときはエンジンを切る。大気汚染物質の排出削減にも寄与する。

二酸化炭素  
年約39kg削減  
年約2千円節約



1日5分間のアイドリングストップを行う

買い物袋を持ち歩き、省包装のものを選ぶ

※削減効果は一世帯当たりの効果の目安です。

詳しくは、環境安全課 ☎ 23-4811 (内線1166)

# 水道水を安全に ご利用いただくために

みなさんの家庭へ水道水を供給するために水道本管から引き込まれている水道管を「給水管」といい、その材質には、ポリエチレン管、塩化ビニル、鋼管、鉛管などがあります。

鉛の水道水質基準が、平成15年4月1日から現行の1ℓ当たり「0.05mg以下」から「0.01mg以下」に強化されます。

水質基準が改正されても、通常の使用状態では、健康上心配ありません。

## 鉛管 Q & A



**Q** 鉛の水質基準はどうなっているの？



**A** 現行の水質基準「0.05mg/ℓ以下」は、厚生労働省が平成4年12月に水質基準を改正するに当たり、鉛による健康被害の問題のないレベルとして定めたものです。その際、鉛は体内で蓄積性を持っているので、水道水からの影響をできるだけ少なくしていくために概ね10年後に「0.01mg/ℓ以下」とする目標を定めています。



**Q** 鉛管はいつごろから使われていたのですか？



**A** 水道用の鉛管は、県内では大正の初期より給水管の主要材料として使用されてきました。岡谷市の場合も大正末期の給水開始以来使用されてきましたが、その後新たに給水管を布設する場合は、私道内や宅地内では昭和63年12月以降ポリエチレン管の採用により鉛管は使用しておりません。



**Q** どのくらい取り替えが進んでいるのか？



**A** 岡谷市では、鉛製給水管は公共関連工事、漏水修理工事等に合わせてポリエチレン管に順次取り替えています。平成13年度末の取替率は約34.2%に達しており、漏水を防止し良好な水質を保つため、今後も引き続き鉛管の取り替えを行ってまいります。



**Q** 「朝一番の水道水は飲用に使わないように」とは、どういう意味ですか？



**A** 朝一番や旅行などで留守にされたときに使用する最初の水は、各家庭の給水管に長時間滞留しています。このような場合は安全のための残留塩素が減少したり、給水管に鉛管が使われている場合、給水管から鉛が溶け出すことがあります。念のためバケツ一杯程度の水は洗濯や植木の水まきなど、飲み水以外に使用されることをお勧めします。

## お知らせ

鉛の水道水質基準の改正に伴い、平成15年4月1日から「給水装置の鉛浸出性能基準」が、現行の「0.005mg/ℓ」から「0.001mg/ℓ」に強化されます。これにより、家庭内の給水管のうち、蛇口等青銅铸件などの材料は、平成15年4月1日以降の工事から、脱鉛処理を行ったものでなければ使用できなくなりますのでご承知ください。

■問合せ…水道施設課 上水道担当 (☎23-4811 内線1427~1429)